

「議案第 22 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第 115 条の 3 及び川崎市議会会議規則第 16 条の規定により提出いたします。

平成 27 年 3 月 12 日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	宮原春夫
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	佐野仁昭
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子

「議案第 22 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」
に対する修正案

「議案第 22 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」
の一部を次のように修正する。

第 8 条第 1 項第 1 号の改正規定中「33, 244 円」を「27, 078 円」に
改め、同項第 2 号の改正規定中「33, 244 円」を「27, 078 円」に改め、
同項第 3 号から第 6 号までの改正規定中「43, 217 円」を「39, 113 円」
に、「49, 866 円」を「45, 130 円」に、「59, 839 円」を「54,
156 円」に、「66, 487 円」を「60, 173 円」に改め、同項第 7 号、
同号ア及び同号イの改正規定、同項第 8 号及び同号イの改正規定、同項第 9 号、
同号ア及び同号イの改正規定、同項第 13 号の改正規定及び同号を同項第 14 号
とする改正規定、同項第 12 号の改正規定及び同号を同項第 13 号とする改正規
定、同項第 11 号の改正規定及び同号を同項第 12 号とする改正規定、同項第 1
0 号及び同号イの改正規定並びに同号を同項第 11 号とする改正規定並びに同項
第 9 号の次に 1 号を加える改正規定を次のように改める。

第 8 条第 1 項第 7 号中「66, 191 円」を「69, 199 円」に改め、同号
ア中「合計所得金額」の次に「（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 29
2 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合に
は、零とする。以下同じ。）」を加え、同号イ中「要保護者」の次に「（生活保
護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以
下同じ。）」を加え、「保護を」を「保護（同法第 2 条に規定する保護をいう。
以下同じ。）を」に、「又は第 12 号イ」を「、第 12 号イ、第 13 号イ又は第
14 号イ」に改め、同項第 8 号中「72, 208 円」を「75, 217 円」に改
め、同号イ中「又は第 12 号イ」を「、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」
に改め、同項第 9 号ア中「3, 500, 000 円」を「2, 900, 000 円」
に改め、同号イ中「又は第 12 号イ」を「、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14
号イ」に改め、同項第 13 号中「138, 398 円」を「156, 450 円」に
改め、同号を同項第 15 号とし、同項第 12 号イ中「除く。）」の次に「又は次
号イ」を加え、同号を同項第 13 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 138, 398 円

ア 合計所得金額が 10, 000, 000 円以上 12, 000, 000 円未
満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に

よる額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
第8条第1項第11号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第14号イ」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号イ中「又は第12号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 96,277円

ア 合計所得金額が2,900,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

第12条第4項の改正規定中「、第12号イ若しくは第13号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改める。

提 案 理 由

介護保険料率の改定について、第1段階及び第2段階の被保険者の負担を軽減するなど所得額に配慮し、負担能力に応じた負担を求めるため修正するものである。